

毎週火・金曜日発行(但休日)
昭和四年四月十五日第三種郵便
訂正は翌日

鳥取県公報

規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目 次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程目次第五章中「第十節の二 中海日野川総合開発調査局(第八十四条の五―第八十四条の七)

第十節の三 鳥取県防災行政連絡所(第八十四条の八―第八十四条の九)」を

「第十節の二 鳥取県防災行政連絡所(第八十四条の五・第八十四条の六)」に

改める。

第六条第二項及び第三項を次のように改める。
 2 鳥取県部局設置条例により設けられた部の下に、次の上欄に掲げる課、局及び行政考査室を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる室及び係を置き、財政課に主計員を置く。

一 総務部

総務管財課	経理室、管理係、財産係、設備係、外事係
広報文書課	広報室、法制係、文書係、監理文教係
企画課	企画係、調査係、開発係、振興係
人事課	人事係、給与係
職員厚生課	厚生係、共済係
財政課	財政係、税制第一係、税制第二係
会計課	給与経理室、収支係、審査係、用度係、国費係
地方課	行政係、振興係、財政係、税務係、消防係
統計課	調査係、産業係、生活統計係、資料係
行政考査室	

二 厚生部

厚生援護課	経理室、保護係、福祉係、社会係、調査係、補償係
婦人児童課	母子福祉係、児童係、養護係

保険課 (別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。)業務係、指導係
 国民年金課 別に定めるところによる。
 衛生課 管理係、医事係、薬事係、食品衛生係、環境衛生係、温泉係
 予防課 衛生統計係、衛生施設係、保健係、結核予防係、防疫係

三 商工労働部

商工課	経理室、金融係、企業係、指導係、監理係、通商係
地下資源開発局	
労働課	労政係、労働福祉係 (別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。) 失業対策係、職業訓練係
職業安定課	
失業保険課	別に定めるところによる。
観光課	管理係、観光係、施設係

四 農林部

農政企画課	経理室、構造改善室、専門技術員室、企画係、経営係、普及研究係、生活改善係
農業経済課	農協係、金融係、農業共済係
農産園芸課	食糧農産係、特産係、園芸係
畜産課	畜産経済係、和牛係、中小家畜係、酪農係、草地飼料係、衛生係
蚕糸課	蚕業係、繭糸係

林務課	県営林室、林業専門技術員室、計画係、造林係、治山係、林産係、普及指導係、林道係、森林組合係、保護係
水産課	漁政係、指導係、生産係、施設係
農地開拓課	調整係、農地係、開拓係、経営指導係、移住係
耕地課	管理係、土地改良係、開墾建設係、災害係、調査係

五 土木部

管理課	経理室、用地係、建設業係、災害係
検査課	路政係、補修係、改良係、橋梁係
都市計画課	計画係、建設係
河港課	水政係、河川改良係、港湾係、防災係
砂防課	砂防係、利水係
建築課	住宅係、指導係、一般営繕係、学校営繕係

3 前項に掲げるもののほか、林務課県営林室に管理係及び経営係を置く。

第八条企画課の項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第八条人事課の項を次のように改める。

一 職員の任免、配置、分限、懲戒、勤務成績の評定及び表彰に関する事

二 行政組織及び職員の定数に関する事
 三 職員の服務及び給与に関する事
 四 職員団体に関する事
 五 その他人事管理に関する事
 第八条中人事課の項の次に職員厚生課の項を次のように加える。

一 職員の勤務時間その他給与以外の勤務条件に関する事
 二 職員の研修、公務災害補償及び衛生管理に関する事
 三 恩給並びに退職年金及び退職一時金に関する事
 四 事務能率に関する事
 五 職員住宅の管理に関する事
 六 地方職員共済組合に関する事
 七 職員互助会に関する事
 八 自治研修所に関する事
 九 その他職員の厚生福利に関する事
 第八条財政課の項中第三号を削り、第四号を第三号と

- し、以下一号ずつ繰り上げる
- 第八条に行政考査室の項を次のように加える。
行政考査室
- 一 行政効果の測定に関する事
- 二 行政監察に関する事
- 第十二条農政企画課の項を次のように改める。
農政企画課
- 一 農林行政にかかる総合企画及び連絡調整に関する事
- 二 農業構造改善に関する事
- 三 農畜産物の流通及び関連産業に関する事
- 四 農業会議及び農業委員会に関する事
- 五 農業経営改善に関する事
- 六 農業改良普及事業に関する事
- 七 試験研究機関技術総合調整に関する事
- 八 農村生活改善に関する事
- 九 農事研究グループの育成及び農村青年研修に関する事

- 十 農業改良の専門技術に関する事
- 十一 部内各課の予算経理及び庶務に関する事
- 十二 地方農林振興局、農業改良普及所、農業講習所及び経営伝習農場に関する事
- 十三 その他部内他課の主管に属しないこと
- 第十二条農政企画課の項の次に農業経済課の項を次のように加える。
農業経済課
- 一 農業協同組合中央会及び農業協同組合の育成指導に関する事
- 二 農業金融に関する事
- 三 農業災害補償に関する事
- 第十二条林務課の項を次のように改める。
林務課
- 一 森林計画に関する事
- 二 造林に関する事
- 三 林業種苗に関する事
- 四 県営苗畑に関する事

- 五 県営林に関する事
- 六 森林国営保険に関する事
- 七 保安林及び林野の保護取締に関する事
- 八 治山及び地すべり防止(砂防課の主管に属するものを除く。)に関する事
- 九 林道に関する事
- 十 林業技術普及に関する事
- 十一 木材薪炭の生産に関する事
- 十二 林産物及び特殊林産物に関する事
- 十三 森林病虫害防除に関する事
- 十四 林野の火入に関する事
- 十五 林業金融に関する事
- 十六 林野の経営指導に関する事
- 十七 林業団体の指導監督に関する事
- 十八 鳥獣保護及び狩猟に関する事
- 十九 林業災害復旧に関する事
- 二十 木材業者及び製材業者登録に関する事
- 二十一 林業試験場に関する事

- 二十二 その他林業に関する事
- 第十三条管理課の項中第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 土地等の収用及び使用に関する事
- 二 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関する事
- 第十三条管理課の項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。
- 十一 土木工事及びこれに要する資材の入札及び契約に関する事
- 十二 収用委員会に関する事
- 第十三条中管理課の項の次に検査課の項を次のように加える。
検査課
- 一 土木事業執行の指導督促に関する事
- 二 土木工事の検査に関する事
- 三 土木工事施行に関する監察に関する事

- 四 土木工事の施行基準(設計単価及び歩掛を含む。)の作成に關すること
- 五 土木工事の実施にかかる部内各課及び地方機関の連絡調整に關すること
- 第十三条都市計画課の項に次の一号を加える。
- 六 駐車場に關すること
- 第十三条砂防課の項を次のように改める。
- 砂防課
 - 一 砂防に關すること
 - 二 地すべり防止に關すること
 - 三 発電用水利の使用に關すること
 - 四 河川総合開発計画に關すること
 - 五 発電用えん堤に關すること
- 第十三条河港課の項を次のように改める。
- 河港課
 - 一 河川及び港湾の維持管理及び工事に關すること
 - 二 海岸保全区域及び運河の維持管理及び工事に關すること

- 三 水利(砂防課の主管に属するものを除く。)に關すること
- 四 水位及び潮位の観測に關すること
- 五 水防に關すること
- 六 具有船舶(他の主管に属するものを除く。)に關すること
- 七 漁港の工事に關すること
- 第十三条建築課の項中第八号を次のように改める。
- 八 防災建築街区造成法の施行に關すること
- 第十三条建築課の項中第十号を次のように改める。
- 十 宅地造成規制法の施行に關すること
- 第十三条建築課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。
- 十五 住宅地区改良法の施行に關すること
- 第十六条を次のように改める。
- 第十六条 部、課、局、行政考査室、係及び室にそれぞれ次の長を置く。
- 一部長

- 二 課長
- 三 局長
- 四 行政考査室長
- 五 係長
- 六 室長
- 2 特に必要があると認めるときは、行政考査室に行政考査員、副行政考査員又は行政考査員補を、農林部に次長を、検査課に検査専門員、副検査専門員又は検査専門員補を、部に主査を、課及び局に課長補佐又は局長補佐を、財政課に総括主計員を、経理室及び構造改善室に主任を置くことができる。
- 第十七条中第二号を次のように改める。
- 二 課長、局長及び行政考査室長 上司の命を受け、課務、局務又は行政考査室務を掌理する。
- 第十七条中第五号を次のように改める。
- 五 行政考査員、副行政考査員及び行政考査員補 上司の命を受け、行政考査に關する事務を処理する。
- 第十七条中第五号の次に次の一号を加える。

- 五の二 検査専門員、副検査専門員及び検査専門員補 上司の命を受け、土木工事の指導検査事務を処理する。
- 第十七条第七号中「経理室」を「経理室又は構造改善室」に改める。
- 第二十条に次の一項を加える。
- 2 行政考査室員及び検査課員の分担事務は、行政考査室長又は検査課長がこれを定め、そのつ度上司に報告しなければならない。
- 第三十条第三項中「化学部、産業工芸部、木材工業部」を「化学科、産業工芸科、木材工業科」に改める。
- 第三十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
- 十一 農業にかかる各種試験研究の総合調整に關すること。
- 第三十三条第三項中「庶務係、作物料、」を「庶務係、技術連絡室、作物料、」に改め、同条第四項中「米子市」を「境港市」に改める。

第三十四条第三項中「栽培部、園芸化学部、病虫害部」を「栽培第一科、栽培第二科」に改め、同条第四項中「岩美郡津ノ井村」を「鳥取市」に改める。

第三十五条第三項中「養豚係、養鶏係及び飼料係」を「養豚科、養鶏科及び飼料科」に改める。

第四十条第三項中「理化学試験部及び細菌検査部」を「理化学試験科及び細菌検査科」に改める。

第四十七条第三項中「及び経営伝習係」を「経営係及び研修係」に改める。

第四十八条に次の一項を加える。

3 鳥取県立農産加工所に、庶務係及び研究科を置く。

第五十条第三項中「種畜第一係、種畜第二係、種鶏係及び草地飼料係」を「和牛科、乳牛科、草地飼料科及び繁殖科」に改める。

第五十二条第三項中「海洋部、生産化学部」を「海洋科、生産化学科」に改める。

第五十三条第三項中「原蚕桑園部及び化学試験部」を「原蚕桑園科及び蚕糸化学科」に改める。

第五十五条の二第三項中「経営部及び造林部」を「経営科及び造林科」に改める。

第五十七条の表の人事課の項を次のように改める。

職員厚生課	鳥取県自治研修所運営審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例第二條の規定による研修計画の修正の負担等についての審議に關する事務
農政企画課	鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会設置条例第一條及び第二條の規定により農林水産業の振興に關する基本施策の調査及び審議に關する事務
農業経済課	鳥取県農業共済保険審議会	農業共済法第二十九條第一項、第三十條及び第三十一條並びに同法第三十二條の規定による農業共済組合連合会の審査並びに農業共済の発生防止及び保険料等の適正化に關する事項の調査審議に關する事務

第五十七條の表の農政企画課の項を次のように改める。

第五十八條第二項中「中海日野川総合開発調査局」を削る。

第五十九条第一項中「中海日野川総合開発調査局」を削る。

第六十条第一項中「主任」を「所長」に改め、同条第六項中「主任」を「駐在所所長」に改める。

第六十九条第二項を次のように改める。

2 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県中央児童相談所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡
鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市	倉吉市、東伯郡
鳥取県米子児童相談所	米子市	米子市、境港市、西伯郡、日野郡

第七十五条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十八条の四第一項の表中

鳥取県倉吉地方 農林振興局	振興課	庶務係
	林業課	林政係、林業係、施設係
	耕地課	管理係、事業係、調査係
鳥取県米子地方 農林振興局	振興課	庶務係、大山開発調査係
	林業課	林政係、林業係、施設係
	耕地課	管理係、事業係
鳥取県倉吉地方 農林振興局	振興課	庶務係
	林業課	林政係、林業係、施設係
	耕地課	管理係、事業係、調査係

を

鳥取県米子地方 施林振興局		振興課	庶務係、大山開発調査係
林業課	林政係、林業係、施設係	林業課	林政係、林業係、施設係
耕地課	管理係、事業係、県営事業係、開墾建設係	耕地課	管理係、事業係、県営事業係、開墾建設係
中海干拓課	事業係、調整係	中海干拓課	事業係、調整係

に改め、

同条第二項中「鳥取県小鴨川用水改良事業所 倉吉市」を
 「鳥取県小鴨川用水改良事業所 倉吉市」に改め、「鳥取県大沢排水改良事業所 米子市」を削る。

第七十八条の五第一項中林業課の項を次のように改める。

- 林業課
- 一 森林計画に関すること
 - 二 造林に関すること
 - 三 林業種苗に関すること
 - 四 県営林に関すること
 - 五 森林国営保険に関すること
 - 六 保安林及び林野の保護取締に関すること
 - 七 治山及び林業に属する地すべり防止に関すること
 - 八 林道に関すること
 - 九 林業技術普及に関すること
 - 十 木材新炭の生産に関すること
 - 十一 特殊林産物の生産に関すること
 - 十二 森林病虫害防除に関すること
 - 十三 林野の火入に関すること
 - 十四 林野の経営指導に関すること
 - 十五 林業団体の指導に関すること
 - 十六 鳥獣保護及び狩猟に関すること
 - 十七 林業災害復旧に関すること

- 十八 木材業者及び製材業者登録に関すること
- 十九 木炭の検査に関すること
- 第七十八条の五第一項耕地課の項の第三号中「農業水利」を「農業土木」に改め、同条同項耕地課の項中第九号を削る。
- 第七十八条の五第一項耕地課の項の次に中海干拓課の項を次のように加える。

第九十六条第一項の表中

鳥取県倉吉土木出張所	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係 改良係、補修係、河港係
鳥取県米子土木出張所	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係 改良係、補修係、河港係

- 中海干拓課
- 一 中海干拓事業にかかる関係機関の連絡調整に関すること
 - 二 中海淡水化に伴う土地改良事業に関すること
- 第五章中第十節の二を削り、第十節の三を第十節の二とし、第八十四条の八を第八十四条の五とし、第八十四条の九を第八十四条の六とする。

に改める。

保健所	内職公共職業補導所	職業訓練所	労政事務所	婦人相談所	整肢学園	保育専門学院	英徳学校	皆成学園	積善学園	児童相談所	精神薄弱者更生相談所	身体障害者更生相談所	身体障害者更生指導所
		所		所		院			園	所		所	
		長		長		長			長	長		長	
			所			次							
		長		長		長							
		係	次	次	主係	係	係	係	主係	係	係	係	係
		長	長	長	任長	長	長	長	任長	長	長	長	長
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

母来寮	福祉事務所	中海日野川総合開発調査局	県印刷所	県税事務所	東京事務所	自治研修所	
寮	所	局		所	次所	所	
長	長	長		長	長	長	
次	課	次		課	部	次	副検査専門員
長	長	長		長	長	長	
	係	係	係	係	係	係	商務員
	主任	主任	主任	主任	主任	主任	機械技術主任
	長	長	長	長	長	長	建築技術主任
	長	長	長	長	長	長	久松閣管理者
	長	長	長	長	長	長	検査専門員補

英徳学校
皆成学園

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

職員勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員勤務時間に関する規則の一部を

改正する規則

職員の勤務時間に関する規則(昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(勤務時間)

教育に直接従事する教護及び児童指導員(校長及び園長の職にある者を除く。)並びに教育に直接従事する主任

百分の四

第二条 職員の一週間についての勤務時間は、次のとおりとする。

- 一 一般職の職員(第二号及び第三号に掲げる者を除く。)
- 二 機動隊に勤務する警察官 四十四時間
- 三 外勤勤務に従事する警察官 四十八時間
- イ 毎日勤務者 五十時間
- ロ 隔日勤務者 五十一時間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月額二五〇円(郵送料共)] 印刷所 鳥取県